

蒲郡市認知症等個人賠償責任保険事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症又は徘徊行動をするおそれのある高齢者（以下「認知症等の者」という。）並びにその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため、認知症等の者に対する個人賠償責任保険事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、蒲郡市内に居住し、蒲郡市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 要介護・要支援認定を受けている者で、主治医意見書において認知症高齢者日常生活自立度Ⅱa以上のもの
- (2) 医療機関で認知症と診断された診断書等がある者
- (3) 障害者手帳で認知症の判定のある者
- (4) 蒲郡市メール配信サービス「安心ひろめーる」等で検索を依頼した徘徊がある者

2 前項の対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

- (1) 介護保険サービスにおける次に掲げる施設のサービスを利用している者
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 介護療養型医療施設
 - エ 介護医療院
 - オ 地域密着型介護老人福祉施設
- (2) 介護保険サービスにおける次に掲げる居住系サービスを利用している者
 - ア 認知症対応型共同生活介護
 - イ 特定施設入居者生活介護
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院している者
- (4) 次のいずれかの社会福祉施設に入所している者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設等

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更正施設

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム

(5) 前各号に掲げる者のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居し、住所地特例の適用を受けている者（被保険者及び保険契約者）

第3条 事業による保険の被保険者（以下「被保険者」という。）は、前条の対象者とする。

2 保険契約者は市とし、市は、保険会社と保険契約を締結し、保険料を支払うものとする。

（加入の申請）

第4条 対象者、対象者の家族又は法定代理人で、事業による保険に加入を希望するもの（以下「申請者」という。）は、蒲郡市認知症等個人賠償責任保険加入申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（加入の決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、保険加入の認否を決定し、蒲郡市認知症等個人賠償責任保険加入申請結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 申請者は、第4条の申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに変更の内容を蒲郡市認知症等個人賠償責任保険変更・廃止届（第3号様式。以下「変更・廃止届」という。）により市長に提出しなければならない。

（保険の廃止）

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに廃止の届出を変更・廃止届により市長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 被保険者が死亡したとき。
- (3) 被保険者が保険加入を辞退するとき。

（補償の対象となる事故）

第8条 事業は、被保険者が日常生活に起因する偶然の事故により、他人の身体又は財物に損害を与えたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象とする。

(適用除外)

第9条 前条の規定にかかわらず、市と契約した保険会社が定める約款、特約条項等で免責とされる事故については、補償の対象としない。

(事業の補償の範囲者)

第10条 事業による補償の範囲となる者は、保険契約に適用される約款、特約条項等で規定される範囲とする。

(事業の補償額)

第11条 事業の補償額は、個人賠償責任補償を上限1億円とし、この範囲内においては、被保険者の自己負担額はないものとする。

(保険料の負担)

第12条 保険料は、全額を市が負担し、被保険者の自己負担額はないものとする。

(事故発生の受付及び報告)

第13条 保険金の請求に該当する事故が起こったときは、申請者は速やかに保険会社が指定する受付窓口へ連絡しなければならない。

2 保険会社は、前項の規定により受け付けたときは、受け付けた日の属する月の翌月10日までに事故受付報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(保険金の請求)

第14条 市長は、前条の報告書を受理したときは、保険会社所定の手続を行い、保険金を請求するものとする。

(保険金の支払い)

第15条 保険会社は、前条の規定による手続があったときは、被保険者に保険金を支払い、そのことを市長に報告しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱及び保険契約に適用される約款、特約条項等に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市認知症等個人賠償責任保険事業実施要綱の規定による第1号様式及び第3号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。